

山梨県公報

第千九百九十九号

平成十三年

六月七日

木曜日

目次

| | | |
|-----|--|-------------------|
| 告示 | 県代行市町村道改築工事の開始 字の区域変更 | 三三三 三三三 |
| 公告 | 落札者等の決定について 土地改良区役員の見任及び就任 公安委員会 | 三三四 三三六 三三七 |
| その他 | 信号機の設置等交通規制の告示の一部改定 遊技機の型式の検定 | 三三三 三三三 |
| | 落札者等の決定について 一般競争入札について | 三三三 三三三 |

告示

山梨県告示第百八十八号

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十一条第一項の規定により、次のとおり市町村に代わって県が市町村道の改築を行う。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十三年六月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天野 建

| | | | |
|------|---|-----------|-----------|
| 路線名 | 工 事 区 間 | 工 事 の 種 類 | 開 始 年 月 日 |
| 田野入線 | 南都留郡秋山村字石畑十四番の三 地先から北都留郡上野原町大字鶴島字落合五三番地先まで | 改良 | 平成十三年六月七日 |

山梨県告示第百八十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、秋山村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天野 建

| 変更前の字の区域 | 変更後の字の区域 |
|---|----------|
| 字宮之上三四三五の一部、三四三六の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 | 字御崎 |
| 字御崎三七三三の一部、三七五六の一部、三七五七の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部 | 字宮之上 |
| 字桜井下平三六八五の二、三六八六の二、三六八七の二、三六八七内一、三六八八の一、三六八八の二、三六八九、三六九〇の一、三六九一の一、三六九二の一、三六九三の一、三六九三の二、三六九四、三六九六の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部 | 字中原 |

公告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天野 建

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
 - 二 行政情報ネットワーク用パソコン等(本庁)一式
 - 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 山梨県企画情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日

- 平成十三年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
 - 五 随意契約に係る契約金額
一億三百四十八万八千六百四十円
 - 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
行政情報ネットワーク用パソコン（出先）一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十三年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
一億一千六百八十八万五千六百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
財務会計システムに係る端末機 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十三年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気リース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号
- 五 随意契約に係る契約金額
八千百十万二千六百二十一円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
汎用コンピュータ及び周辺機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十三年四月一日

- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気リース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号
- 五 随意契約に係る契約金額
一億四千七百五十二万三千三百八円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
汎用コンピュータに係るソフトウェア 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十三年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気リース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号
- 五 随意契約に係る契約金額
七千九百四十三万四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十日

五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県グループウェアシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十三年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気リース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千九百四十二万四千五百四十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月七日

山梨県知事 天 野 建

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
財務会計システムの維持管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十三年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生三丁目三番十六号

- 五 随意契約に係る契約金額
三千三百二十一万三千六百元
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 土地改良区役員の内任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楡形土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十三年六月七日

山梨県知事 天野 建

一 退任

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
|-----|-------|-----------------------|-------------|
| 理事 | 石川 豊 | 中巨摩郡楡形町小笠原一五七一 二番地 | 平成十三年三月三十一日 |
| 同 | 斉藤 辰雄 | 沢登四七一番地 | 同 |
| 同 | 刃刀 孝雄 | 上今井三一九番地 | 同 |
| 同 | 花輪 栄博 | 十五所四三〇番地 | 同 |
| 同 | 杉山 正直 | 下市之瀬二五一 番地 | 同 |
| 同 | 東条 直道 | 曲輪田二五五番 地 | 同 |
| 同 | 内田 悦男 | 二二二番 | 同 |
| 同 | 野田 俊三 | 上宮地八四一番地 | 同 |
| 同 | 横内 眞一 | 一三八番地 | 同 |
| 同 | 野中 榊 | 山寺一四五番地 | 同 |
| 同 | 桜本 順一 | 小笠原一三三三番 地 | 同 |

二 就任

| | | | |
|----|-------|---------------|---|
| 同 | 小沢 春茂 | 桃園四九〇番地 | 同 |
| 同 | 東条 益雄 | 一六五七番地 | 同 |
| 同 | 相原 稔 | 一九四番地 | 同 |
| 同 | 勝 又造 | 一二〇六番地 | 同 |
| 同 | 斉藤徳太郎 | 沢登三五番地 | 同 |
| 同 | 名取 保 | 吉田四四二番地 | 同 |
| 同 | 野田 正盛 | 一二七四番地 | 同 |
| 同 | 小笠原五朗 | 十五所四六六番地 | 同 |
| 同 | 築野 仁朗 | 上今井九六一番地 | 同 |
| 同 | 小林 二郎 | 桃園八九五番地 | 同 |
| 監事 | 長沢 幸雄 | 七七番地 | 同 |
| 同 | 内田 友義 | 曲輪田二五三七番 地 | 同 |
| 同 | 刃刀 源夫 | 上今井三二二番地 | 同 |
| 同 | 名取 義晃 | 吉田四〇七二番 地 | 同 |

| 役職名 | 氏名 | 住所 | 退任年月日 |
|-----|-------|-----------------------|-----------|
| 理事 | 石川 豊 | 中巨摩郡楡形町小笠原一五七一 二番地 | 平成十三年四月一日 |
| 同 | 斉藤 辰雄 | 沢登四七一番地 | 同 |
| 同 | 刃刀 孝雄 | 上今井三一九番地 | 同 |
| 同 | 花輪 栄博 | 十五所四三〇番地 | 同 |
| 同 | 杉山 正直 | 下市之瀬二五一 番地 | 同 |
| 同 | 東条 直道 | 曲輪田二五五番 地 | 同 |
| 同 | 東條 正英 | 二五九六番 地 | 同 |

| | | | | | | |
|-----|-------|--|-----------|----------------------|----|----------|
| 一七九 | 三町四号線 | 東八代郡石和町松本一〇九番地(美代ちゃん)から東八代郡石和町松本一〇二番地先(ラウンジ瀬里那)まで(二三五メートル) | 車両(軽車)を除く | 行車西へ、東へ、南へ、北へ、四時二時まで | 石和 | 五三・二・六五号 |
| 一八〇 | 三町四号線 | 東八代郡石和町松本一〇二番地(ラウンジ瀬里那)から東八代郡石和町松本一〇九番地先(美代ちゃん)まで(二三五メートル) | 車両(軽車)を除く | 行車西へ、東へ、南へ、北へ、四時二時まで | 石和 | 五三・二・六五号 |

| | | | | | | |
|-----|----|--|--|--|----|------------------|
| 一七九 | 削除 | | | | 石和 | 平成二十三年六月七日 告示第三号 |
| 一八〇 | 削除 | | | | 石和 | 平成二十三年六月七日 告示第三号 |

に改める。
別表第十中

| | | | | |
|-------|--------|-------------------------|----|-------------------|
| 四、七六三 | 国道四二二号 | 南都留郡道志村一、一六八番地先(佐藤公勝方前) | 都留 | 平成二十三年三月八日 告示第一〇号 |
|-------|--------|-------------------------|----|-------------------|

| | | | | |
|-------|--------|-------------------------------|----|------------------|
| 四、七六三 | 国道四二二号 | 南都留郡道志村一、一六八番地先(佐藤公勝方前) | 都留 | 平成二十三年六月七日 告示第三号 |
| 四、七六四 | 県道豊崎線 | 葦崎市円野町入戸野九八番地の先(宝蔵寺東側丁字路交差点) | 葦崎 | 平成二十三年六月七日 告示第三号 |
| 四、七六五 | 県道豊崎線 | 葦崎市円野町入戸野一、〇六六番地先(深沢正信方東方交差点) | 葦崎 | 平成二十三年六月七日 告示第三号 |

| | | | | |
|-------|-------|-----------------------------------|----|------------------|
| 四、七六六 | 県道豊崎線 | 葦崎市円野町入戸野一、二四九番地先(バイパス北側との丁字路交差点) | 葦崎 | 平成二十三年六月七日 告示第三号 |
| 四、七六七 | 国道二〇号 | 大月市笹子町黒野田二六番地先(笹一酒造前交差点) | 大月 | 平成二十三年六月七日 告示第三号 |

に改める。
別表第十四中

| | | | | | | |
|-----|-------|---|----|----|----|---------|
| 四六五 | 三町四号線 | 東八代郡石和町松本一〇九番地(美代ちゃん)から東八代郡石和町松本一〇二番地先(ラウンジ瀬里那)まで | 車両 | 三十 | 石和 | 五二・三一五号 |
|-----|-------|---|----|----|----|---------|

| | | | | | | |
|-----|-------|--|------------|----|----|--------------------|
| 四六五 | 〇町七号線 | 東八代郡石和町松本一〇二番地先(美代ちゃん)から東八代郡石和町松本一〇九番地先(ラウンジ瀬里那)まで | 車両(けん引)を除く | 三〇 | 石和 | 平成二十三年六月七日 告示第二三三号 |
|-----|-------|--|------------|----|----|--------------------|

| | | | | | | |
|-----|-------|--|-----|----|----|-----------|
| 八一八 | 県道豊崎線 | 葦崎市円野町下戸井五七四番地先(丸野駐在所前)から葦崎市旭町上条北割二一〇番地先(甘利山入口交差点)まで | 高速車 | 四〇 | 葦崎 | 五九・八二・三八号 |
|-----|-------|--|-----|----|----|-----------|

| | | | | | | |
|-----|-------|--|------------|----|----|--------------------|
| 八一八 | 県道豊崎線 | 葦崎市円野町下戸井五七四番地先(丸野駐在所前)から葦崎市円野町入戸野一、二四九番地先(丸野駐在所前)まで | 車両(けん引)を除く | 四〇 | 葦崎 | 平成二十三年六月七日 告示第二三三号 |
|-----|-------|--|------------|----|----|--------------------|

に改める。
別表第十五中

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一、 二、 三、 四、 五 | 豊崎県 富櫛道 線形菲 | 一、 二、 三、 四、 五 | 豊崎県 富櫛道 線形菲 | 一、 二、 三、 四、 五 | 市道 |
| 先割割 点二二 (甘一 利〇 山一 〇一 まで の二 入一 口番 の二 交側 | 先割割 点二二 (甘一 利〇 山一 〇一 まで の二 入一 口番 の二 交側 | 先割割 点二二 (甘一 利〇 山一 〇一 まで の二 入一 口番 の二 交側 | 先割割 点二二 (甘一 利〇 山一 〇一 まで の二 入一 口番 の二 交側 | 先割割 点二二 (甘一 利〇 山一 〇一 まで の二 入一 口番 の二 交側 | 先割割 点二二 (甘一 利〇 山一 〇一 まで の二 入一 口番 の二 交側 |
| 七、 一七〇 | 七、 一七〇 | 七、 一七〇 | 七、 一七〇 | 七、 一七〇 | 七、 一七〇 |
| 除く。 けんを引 | 除く。 けんを引 | 除く。 けんを引 | 除く。 けんを引 | 除く。 けんを引 | 除く。 けんを引 |
| 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 |

を

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 一、 二、 三、 四、 五 | 市道 | 一、 二、 三、 四、 五 | 市道 | 一、 二、 三、 四、 五 | 市道 |
| 大月市 三二七 三二七 三二七 三二七 三二七 | 大月市 三二七 三二七 三二七 三二七 三二七 | 大月市 三二七 三二七 三二七 三二七 三二七 | 大月市 三二七 三二七 三二七 三二七 三二七 | 大月市 三二七 三二七 三二七 三二七 三二七 | 大月市 三二七 三二七 三二七 三二七 三二七 |
| 一、 〇〇〇 | 一、 〇〇〇 | 一、 〇〇〇 | 一、 〇〇〇 | 一、 〇〇〇 | 一、 〇〇〇 |
| けんを引 | けんを引 | けんを引 | けんを引 | けんを引 | けんを引 |
| 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 |
| 大月 | 大月 | 大月 | 大月 | 大月 | 大月 |
| 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 |

に

| | | | | | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 約一〇〇 〇〇メ までの の両側 | 約一〇〇 〇〇メ までの の両側 | 約一〇〇 〇〇メ までの の両側 | 約一〇〇 〇〇メ までの の両側 | 約一〇〇 〇〇メ までの の両側 | 約一〇〇 〇〇メ までの の両側 |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|

に

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 三七四 | 富藤線 | 三七四 | 富藤線 | 三七四 | 富藤線 |
| 新通〇郡在 の旧仙七所 の峡一玉前 道ト番町 合地字 流の 点一 先大 ま先北 | 新通〇郡在 の旧仙七所 の峡一玉前 道ト番町 合地字 流の 点一 先大 ま先北 | 新通〇郡在 の旧仙七所 の峡一玉前 道ト番町 合地字 流の 点一 先大 ま先北 | 新通〇郡在 の旧仙七所 の峡一玉前 道ト番町 合地字 流の 点一 先大 ま先北 | 新通〇郡在 の旧仙七所 の峡一玉前 道ト番町 合地字 流の 点一 先大 ま先北 | 新通〇郡在 の旧仙七所 の峡一玉前 道ト番町 合地字 流の 点一 先大 ま先北 |
| 一、 一五八 | 一、 一五八 | 一、 一五八 | 一、 一五八 | 一、 一五八 | 一、 一五八 |
| 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 |
| 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 日告示第二 四 | 日告示第二 四 | 日告示第二 四 | 日告示第二 四 | 日告示第二 四 | 日告示第二 四 |

を

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 八七 | 国道二 | 八七 | 国道二 | 八七 | 国道二 |
| 野月柏東 正四市尾山 志九市梁二 方一川交差 前番町点 ま地綱 での先の上 の水一大 | 野月柏東 正四市尾山 志九市梁二 方一川交差 前番町点 ま地綱 での先の上 の水一大 | 野月柏東 正四市尾山 志九市梁二 方一川交差 前番町点 ま地綱 での先の上 の水一大 | 野月柏東 正四市尾山 志九市梁二 方一川交差 前番町点 ま地綱 での先の上 の水一大 | 野月柏東 正四市尾山 志九市梁二 方一川交差 前番町点 ま地綱 での先の上 の水一大 | 野月柏東 正四市尾山 志九市梁二 方一川交差 前番町点 ま地綱 での先の上 の水一大 |
| 〇三五 四〇 | 〇三五 四〇 | 〇三五 四〇 | 〇三五 四〇 | 〇三五 四〇 | 〇三五 四〇 |
| 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 |
| 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 |
| 大月山 | 大月山 | 大月山 | 大月山 | 大月山 | 大月山 |
| 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 |

に

| | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 八七 | 国道二 | 八七 | 国道二 | 八七 | 国道二 |
| 大月市 管内 大月市 管内 大月市 管内 | 大月市 管内 大月市 管内 大月市 管内 | 大月市 管内 大月市 管内 大月市 管内 | 大月市 管内 大月市 管内 大月市 管内 | 大月市 管内 大月市 管内 大月市 管内 | 大月市 管内 大月市 管内 大月市 管内 |
| 五二四 六七 | 五二四 六七 | 五二四 六七 | 五二四 六七 | 五二四 六七 | 五二四 六七 |
| 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 |
| 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 |
| 大月 | 大月 | 大月 | 大月 | 大月 | 大月 |
| 日告示第二 四七 | 日告示第二 四七 | 日告示第二 四七 | 日告示第二 四七 | 日告示第二 四七 | 日告示第二 四七 |

を

| | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 七三 | 国道四 | 七三 | 国道四 | 七三 | 国道四 |
| 東八代郡 三三番地 三三番地 三三番地 三三番地 | 東八代郡 三三番地 三三番地 三三番地 三三番地 | 東八代郡 三三番地 三三番地 三三番地 三三番地 | 東八代郡 三三番地 三三番地 三三番地 三三番地 | 東八代郡 三三番地 三三番地 三三番地 三三番地 | 東八代郡 三三番地 三三番地 三三番地 三三番地 |
| 六、 五五〇 | 六、 五五〇 | 六、 五五〇 | 六、 五五〇 | 六、 五五〇 | 六、 五五〇 |
| 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 |
| 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 |
| 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 |

に

| | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 七三 | 国道二 | 七三 | 国道二 | 七三 | 国道二 |
| 東八代郡 二番地 二番地 二番地 二番地 | 東八代郡 二番地 二番地 二番地 二番地 | 東八代郡 二番地 二番地 二番地 二番地 | 東八代郡 二番地 二番地 二番地 二番地 | 東八代郡 二番地 二番地 二番地 二番地 | 東八代郡 二番地 二番地 二番地 二番地 |
| 〇一三 〇〇 | 〇一三 〇〇 | 〇一三 〇〇 | 〇一三 〇〇 | 〇一三 〇〇 | 〇一三 〇〇 |
| 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 | 車両 |
| 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 | 終日 |
| 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 | 日告示第二 三 |

に改める。

別表第十七中

| | | | | |
|--------|----------|---|----|--------------------|
| 一〇、一八四 | 町道 | 東八代郡石和町松本一、一〇二番地先（ホテル光城北側・西進車両） | 石和 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一八三 | 町道 | 東八代郡石和町松本一、〇六六番地の二先（旅館山水北東側・北進車両） | 石和 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一八二 | 町道七号線 | 東八代郡石和町松本一、〇三六番地先（しんとみ東側・北進車両） | 石和 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一八一 | 広域営農団地 | 北巨摩郡須玉町六平五七番地の二先（遠照寺東方丁字路交差点西側・東進車両） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一八〇 | 広域営農団地 | 北巨摩郡須玉町六平六七番地先（遠照寺南東角丁字路交差点北側・南進車両） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一七九 | 広域営農団地 | 北巨摩郡須玉町小倉一、六八五番地先（前場富南北西角交差点西側・東進車両） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一七八 | 広域営農団地 | 北巨摩郡須玉町小倉一、六七〇番地先（前場富南北西角交差点東側・西進車両） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一七七 | 県道富嶺（旧道） | 北巨摩郡須玉町比志二三四番地の二先（鳥井坂トンネル北方丁字路交差点南東側・北進車両） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一七六 | 町道 | 北巨摩郡須玉町江草一五、八八六番地先（鳥井坂トンネル南側出口丁字路交差点南東側・北進車両） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一七五 | 県道富嶺（旧道） | 北巨摩郡須玉町江草一六、〇〇三番地の二先（新七みじ橋南詰丁字路交差点北西側・南進車両） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |
| 一〇、一七四 | 県道富嶺（旧道） | 葦崎市戸野町入戸野一、二四九番地先（ハイパス北側との丁字路交差点西側・東進車両） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三号 |

を

| | | | | | | |
|-----|---|---|----|----|------|----------------------|
| 五一八 | 甲府市川田町一〇一七番地先（田中純一方）から東八代郡石和町松本一、〇〇三番地先（えちごや）までの西側歩道（八八〇メートル） | 甲府市川田町一〇一七番地先 | 車両 | 終日 | 甲府市和 | 平成十三年六月七日 告示第二三三号 |
| 五一八 | 町道七号線、〇六号線、四号線、六号線 | 甲府市川田町一〇一七番地先（田中純一方）から東八代郡石和町松本一、〇〇三番地先（ホテル光城北側）までの西側歩道 | 車両 | 終日 | 甲府市和 | 平成十三年六月七日 告示第二三三号 |

に改める。

別表第十九中

| | | | | |
|-----|--------|--|-------|--------------------|
| 一四五 | 国道一四〇号 | 東八代郡石和町井戸一七四番地先（井戸交差点）から東八代郡中道町下曾根一、七四五番地先（中道橋南詰交差点）までの片側歩道（二、五六〇メートル） | 南甲府石和 | 平成十三年三月一日 告示第九号 |
|-----|--------|--|-------|--------------------|

を

| | | | | |
|-----|--------|--|-------|----------------------|
| 一四五 | 国道一四〇号 | 東八代郡石和町井戸一七四番地先（井戸交差点）から東八代郡中道町下曾根一、七四五番地先（中道橋南詰交差点）までの片側歩道（二、五六〇メートル） | 南甲府石和 | 平成十三年三月一日 告示第九号 |
| 一四六 | 県道富嶺 | 葦崎市戸野町入戸野一、二四三番地先（戸野橋南方）から葦崎市戸野町入戸野一、〇〇二番地先（唐沢橋北方）までの西側歩道（八八〇メートル） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三三三号 |
| 一四七 | 国道一四一号 | 葦崎市水神二丁目一番四四号先（ツ谷交差点）から葦崎市藤井町南下条四八五番地先（東中学校） | 葦崎 | 平成十三年六月七日 告示第三三三号 |

に改める。

別表第二十七中

| | | | | | | | |
|---|--------|---|------------|----|----|----------|---------------|
| 四 | 国道二〇号線 | 東山梨郡大和村地内不動トンネル西口から大月市笹子町黒野田笹子トンネル東口までの両側 | 三三〇 六三二 | 車両 | 終日 | 塩山 大月 | 五一・一二・ 四六号 |
|---|--------|---|------------|----|----|----------|---------------|

を

四 削除

| |
|----------------------|
| 平成十三年六月七日 告示第一三三号 |
|----------------------|

に改める。

別表第三十三中

| | | | | |
|------------|----|----------------------------------|---|----------------------|
| 一一三 二〇号 | 国道 | 北巨摩郡双葉町下今井二、九六〇番地先（赤坂台総合公園入口交差点） | 三 | 平成二・四・一一三 告示第二一〇号 |
|------------|----|----------------------------------|---|----------------------|

を

| | | | | |
|----------|-------|----------------------------------|---|-----------------------|
| 一一三 号 | 国道二〇号 | 北巨摩郡双葉町下今井二、九六〇番地先（赤坂台総合公園入口交差点） | 三 | 平成二二年四月一三日 告示第一一〇号 |
| 二四 | 県道豊崎線 | 葦崎市丹野町入戸野九八八番地の一先（宝蔵寺東側丁字路交差点） | 一 | 平成二三年六月七日 告示二三三号 |
| 二五 | 県道豊崎線 | 葦崎市丹野町入戸野一、〇六六番地先（深沢正信方東方交差点） | 二 | 平成二三年六月七日 告示二三三号 |
| 二六 | 県道豊崎線 | 葦崎市丹野町入戸野一、二四九番地先（バイパス北側の丁字路交差点） | 一 | 平成二三年六月七日 告示二三三号 |

に改める。

● 遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年六月六日までとする。
 平成十三年六月七日

山梨県公安委員会
 委員長 風 間 善 樹

| 申請者氏名又は名称及び住所 | 型式の概要 | 検定番号 |
|--|--|----------------|
| アイジーテイージャパン株式会社 代表取締役 スコット・ウインゼラー 東京都港区愛宕一丁目三番四号愛宕東洋ビル七階 | 遊技機の種類及び区分 型式名 ドラゴン ダイス アイジーテイージャパン株式会社 | 製造業者 一四〇二二二 |
| 株式会社ユニオンマシーナリ 代表取締役 海老澤裕 東京都千代田区外神田六丁目五番四号 | 遊技機の種類及び区分 型式名 ソールドパ トルA ユニオンマシーナリ | 製造業者 一四〇二二二 |
| 株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地 | 遊技機の種類及び区分 型式名 C R F I P ののけ G ののけ G パイルモ ののけ G | 製造業者 一〇〇一七六 |
| 株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目六七番地二 | 遊技機の種類及び区分 型式名 キヤンデ イボール パイオニア | 製造業者 〇四〇五〇九 |
| 株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号 | 遊技機の種類及び区分 型式名 アロツト | 製造業者 一四〇〇五〇 |

| | | | | |
|--|---|--|---|--------|
| 株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五) | ニユー タ イ リ ョ ウ | 株式会 社 北 電 子 | 一四〇〇九八 |
| 株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五) | ロン | 株式会 社 北 電 子 | 一四〇〇九九 |
| 株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五) | ゲー ム カ ー | 株式会 社 ネ ッ ト | 一四〇〇八七 |
| 株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五) | ゲー ム カ ー 3 0 | 株式会 社 ネ ッ ト | 一四〇一〇四 |
| 株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五) | セ ブ ン ダ ラ ー ズ | 株式会 社 ネ ッ ト | 一四〇〇五九 |
| タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市中区見寄町一 二五番地 | ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第一) 第一種特別電 動役物 | C R パチ ン コ ス タ ジ ア ム V | タイ ヨ ー エ レ ク ト ク 株 式 会 社 | 一〇〇一五三 |

その他

落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ
シユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十三年六月七日

山梨県立中央病院管理局長 山 田 勲

一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県立中央病院新築に伴う移転作業等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県立中央病院管理局開院準備課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号

- 三 落札者を決定した日
平成十三年五月二十二日
- 四 落札者の氏名及び住所
日本通運株式会社山梨支店 山梨県甲府市丸の内二丁目二十六番一号
- 五 落札金額
七千四百八十六万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日
平成十三年四月十二日

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。
平成十三年六月七日

山梨県立中央病院管理局長 山 田 勲

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 役務の名称及び数量
山梨県立中央病院医事業務 一式
- 2 役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間
平成十三年九月二十五日から平成十四年三月三十一日まで
- 4 履行場所
山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十二年山梨県告示第百五十五号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 二 一般競争入札の参加資格

| | |
|--|---|
| <p>2 業務に関する詳細な実施計画を策定し、山梨県立中央病院（改築後の計画病床数六百二十七床）と同等規模以上でオーダリングシステムを導入している病院において、医事会計業務、受付業務、病棟クラーク業務、カルテ・病歴管理業務を履行した実績があること。</p> <p>三 入札手続等</p> <p>1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇〇〇二七 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号 山梨県立中央病院管理局医事課 電話〇五五 二五三 七一―</p> <p>2 入札説明書の交付方法 この公告の日から三の1の交付場所において交付する。</p> <p>3 入札説明会の日時及び場所 平成十三年六月十四日午前十一時 山梨県立中央病院第二会議室</p> <p>4 入札及び開札の日時及び場所 平成十三年六月二十九日午前十一時 山梨県立中央病院第二会議室</p> <p>5 郵送による入札書の受領期限 平成十三年六月二十八日午後四時</p> <p>6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>7 落札者の決定方法 この公告に示した役務を履行できると山梨県立中央病院管理局長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>四 その他</p> <p>1 入札保証金 免除</p> <p>2 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>3 最低制限価格の有無 無</p> <p>4 契約書作成の要否</p> | <p>要</p> <p>5 違約金の有無 有</p> <p>6 前払金の有無 無</p> <p>7 その他 詳細は、入札説明書による。</p> |
|--|---|